

別表第3（第4条関係）

補助金の種類	(3)U I J ターン保育士支援補助金
<p>○補助対象者</p> <p>下記の「共通要件」のいずれにも該当し、かつ「個別要件」のいずれかに該当する者</p> <p>（用語の定義）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育施設等 伊予市内に所在する伊予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊予市条例第18号）第2条第2号に掲げる認定こども園、第4号に掲げる保育所及び第6号に掲げる小規模保育事業を行う施設をいう。 2 保育士 都道府県知事が発行した保育士証を有する者をいう。 <p>（共通要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 伊予市内に居住し、保育施設等に保育士として勤務する者（ただし、令和9年4月中に勤務を開始する予定の者にあつては、勤務する者とみなすこととする。） 2 申請日において、保育施設等に就業した日が属する年度の末日を超えない者 3 伊予市職員でない者 <p>（個別要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年3月1日以降に愛媛県外（以下「県外」という。）から伊予市に転入した者 2 令和8年3月1日以降に愛媛県内（以下「県内」という。）の指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業した者（ただし、令和9年3月中に養成施設を卒業する予定の者にあつては、卒業した者とみなすこととする。）のうち、次のアからウのいずれも満たす者 <ol style="list-style-type: none"> ア 養成施設を卒業した日が属する年度の翌年度の末日までに現在勤務する保育施設等に就業した者 イ 養成施設を卒業後、現在勤務する保育施設以外に就業経験のない者 ウ 養成施設の入学以前に県内に居住していた者にあつては、伊予市に居住していた者 <p>○補助対象経費</p> <p>令和8年3月1日以降、かつ、保育施設等に雇用されることが確定した日以降に支払又は購入した下記のaからcまでの経費で、消費税を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 引越費用 <p>申請日時点に居住する市内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費</p> b. 不動産契約仲介料、家賃、共益費 <p>敷金、入居物件の所有者に対する礼金は対象としない。</p> <p>申請者本人又は配偶者の3親等以内の親族が所有する物件に入居した場合は補助対象としない。</p> <p>住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。</p> <p>職場からの家賃補助がある場合、支払った家賃等の額から当該補助金額</p> 	

を控除した金額が補助対象経費となる。

c. 生活用品購入費（洗濯機、冷蔵庫、テレビ等）

送料・配達料、設置工事費は補助対象とするが、レジ袋又は附属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は補助対象としない。

○補助限度額：1人1回限りとし、補助限度額は以下のとおりとする。

- ・常勤の保育士：20万円
- ・短時間勤務の保育士：10万円

ただし、常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義については、令和5年4月21日付け、こ成保21「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」によるものとする。

○提出書類等

①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②U I J ターン保育士支援補助金申請明細書

※購入物品が複数にわたり、様式に記載しきれない場合は、申請区分、購入日ごとに整理して別紙明細書に記載し、添付すること。

③雇用証明書又は内定を証する書類（勤務先又は勤務予定先の保育施設等が発行したもの）

④補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

⑤住民票、卒業証書等（補助対象者であることが分かる書類）

⑥契約書（a又はbのうち不動産契約仲介料を補助対象とする場合）、明細書（aの場合）又は賃貸借契約書（bのうち家賃を補助対象とする場合）の写し

⑦領収書等（家賃など領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。）

インターネット等で生活用品を購入した場合は、「領収書」、「注文確定」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント

○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- ・受付期限：令和9年3月31日（水曜日）必着
- ・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口を持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

- ・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合であっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

令和9年3月中に養成施設を卒業する予定の者で、かつ、令和9年4月中に保育施設等で勤務を開始する予定の者あつては、令和9年4月30日までに保育施設等で勤務しなかったときは、補助金の交付以前にあつては交付しないものとし、既に交付済の場合は遅滞なく市に返還させるものとする。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 市民福祉部 子育て支援課
電話089-982-1119

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。